

テーマセッション

◆ 次世代コンテンツ流通に向けた著作物登録制度の再点検 ◆

■ 幹事分科会：次世代コンテンツ分科会

■ 内容

日本では、著作権保護はベルヌ条約に加盟しているため登録しなくとも権利が発生する無方式となっています。一方、事実関係の推定効果や第三者対抗要件として著作権法に著作権に関する登録制度があります。この任意登録制度は、著作物や著作権情報を公示する効果があります。そして、有効に機能すれば、いわゆる「孤児作品」問題を軽減できる制度でもあります。文化庁では著作権登録を勧めています。が、積極的に登録をする権利者は少ないのが実情です。

その理由は、登録手続きに関する事務的負担と経費の問題があります。また、特許制度のような設定登録や不動産のような保存登記に相当するものがなく、登録制度そのものに関する信頼性が確保できていないということもあります。米国では、外国人は無方式ですが、米国人（合衆国著作物）は、著作権は自然発生するものの、訴訟要件としての登録が必要です。また、登録することにより、法定賠償請求権の選択や弁護士報酬回復請求権が認められ、登録事項の真正性の証明としても有効に機能しています。

では、著作権について、特許権や商標権などの産業財産権と同様に登録制制度にすれば解決できるのでしょうか。現状では、少なくとも条約加盟国を本国とする著作物について方式主義を採用すると国際条約違反になってしまいます。また、デジタルコンテンツ流通促進法制で議論されたように、登録することで許諾権から報酬請求権に権利者の権利が引き下げられてしまうのでは登録に対するインセンティブが働きません。一方、ベルヌ条約との関係で商標のように更新制度にするのは難しいが、登録したら保護期間を延ばすという「ベルヌプラス」であれば可能ではとの意見もあります。

本分科会セッションでは、著作権登録制度設計の再点検の議論を通じて、条約との整合性を確保しつつ、コンテンツの円滑な流通や権利保全に資することができる登録制度の構築が可能かどうか。仮に可能であるとすれば、具体的な制度設計をどのようにするか等の議論を大会分科会セッションで深めて、大会総括セッションにて提言を行います。

以上